

庁 議

日時： 1月24日（金）AM8：30 <庁議室>



【市長挨拶】

【協議事項】

- | | |
|---|----------|
| 1 太田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について | 企画部長 |
| 2 太田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について | 企画部長 |
| 3 町の区域の変更について | 総務部長 |
| 4 太田市交通指導員条例の廃止について | 市民生活部長 |
| 5 太田市交通安全教育専門員設置条例の廃止について | 市民生活部長 |
| 6 太田市尾島体育館建設工事請負契約締結の変更についての専決処分について | 文化スポーツ部長 |
| 7 太田市保育士修学資金貸付条例の一部改正について | 福祉こども部長 |
| 8 太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 福祉こども部長 |
| 9 太田市高額療養費貸付基金条例を廃止する条例について | 健康医療部長 |
| 10 権利の放棄について | 健康医療部長 |
| 11 おおた南一番街クリーンアップ条例の一部改正について | 産業環境部長 |
| 12 太田市市民農園条例の一部改正について | 農政部長 |
| 13 太田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部改正について | 都市政策部長 |
| 14 太田市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の一部改正について | 都市政策部長 |
| 15 損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について | 都市政策部長 |

- | | | |
|----|----------------------------------|--------|
| 16 | 太田市営住宅条例及び太田市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について | 都市政策部長 |
| 17 | 太田市消防団条例の一部改正について | 消防長 |
| 18 | 太田市青少年センター設置条例の一部改正について | 教育部長 |
| 19 | 財産の取得について | 教育部長 |

【連絡事項】

- | | | |
|----|--|--------|
| 1 | 株式会社夢麦酒太田第2・3期決算状況について | 企画部長 |
| 2 | 令和元年度 改善活動実践例の審査結果について | 企画部長 |
| 3 | 太田市補助金等検討会議による補助金等の見直し結果について | 企画部長 |
| 4 | 交流物産施設（仮称）おおた・北茨城交流物産館 バスターミナル駅に係る土地賃貸借契約の締結について | 企画部長 |
| 5 | 令和2年度 太田市当初予算（案）の概要について | 総務部長 |
| 6 | 令和1年度版 太田市の公共施設の現状について | 総務部長 |
| 7 | 太田市野生動物侵入防止柵設置事業の進捗状況について | 農政部長 |
| 8 | 太田市公営住宅等長寿命化計画（案）の策定について | 都市政策部長 |
| 9 | おおた渡良瀬産業団地の第3次分譲予約決定について | 行政事業部長 |
| 10 | 2022年度（令和4年度）の成人式に替わる祝賀行事の開催について | 教育部長 |

【その他】

- | | | |
|---|---------------|--------|
| 1 | 3月定例会日程表等について | 議会事務局長 |
|---|---------------|--------|

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期【 2.委員会・委員会協議会后 】

企画部長 氏名 正田 吉一 内線 (TEL) 2200



【 表 題 】

太田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

【 目 的 】

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、特別職の非常勤職員の任用が厳格化されたこと等から所要の改正を行うものです。

【 概 要 】

1 改正内容

特別職の非常勤職員として任用すべき職については、改正後の地方公務員法において「専門的な知識経験等を有し、それに基づき助言、調査、診断等を行う」職などに限定されました。

このことから、特別職の見直しを行うとともに併せて職の整理を行い、次の職を削除するものです。

社会教育指導員	教育相談員	交通事故相談員
縁切寺満徳寺資料館長	保育園内科医	保育園歯科医

※ 交通指導員及び交通安全教育専門員についても、所管課において関係条例を廃止するとともに、併せて太田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正も行います。

2 施行日 令和2年4月1日

3 その他 令和2年3月定例会に議案提出予定です。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 企画部 人事課 人事係 内線 2232 47-1810ダイヤル

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

総務部長 氏名 高島 賢二 内線 (TEL) 2300



【 表 題 】

町の区域の変更について

【 目 的 】

(株)SUBARUからの要望を受け、(株)SUBARU群馬製作所本工場（スバル町）に隣接する東長岡西地区工業用地の一部を含む土地について、町名を東長岡町からスバル町に改めることにより、町の区域を変更するものです。

【 概 要 】

- 1 変更面積 約5.9ha
- 2 変更箇所 東長岡町の一部 → スバル町
- 3 効力の生じる日 告示した日（議決後）
- 4 その他 令和2年3月定例会に議案として提出予定です。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 総務部 総務課 総務係 内線 2311ダイヤル 47-1815

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 氏名 石坂 之敏 内線 (TEL) 2400



【 表 題 】

太田市交通安全教育専門員設置条例の廃止について

【 目 的 】

地方公務員法の一部改正により、特別職の任用の厳格化に伴い、交通安全専門員が特別職の非常勤職員から会計年度任用職員へ移行することから、太田市交通安全教育専門員設置条例を廃止しようとするものです。

【 概 要 】

1 廃止理由

特別職とされる職については、地方公務員法第3条に規定されていますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）により、令和2年4月1日に同条が改正されることとなりました。

これに伴い、本市の特別職について、服務等を課すべき者が従事すべき職については特別職の非常勤職員から会計年度任用職員へ移行するという方針の下、見直しが行われました。

交通安全教育専門員については、その業務内容が任命権者等の指揮監督下で行われる事務であるため、この方針に沿って会計年度任用職員へ移行することとし、条例を廃止しようとするものです。

なお、附則において、太田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の交通安全教育専門員の項を削る改正を併せて行います。

2 施行期日

令和2年4月1日

3 その他

令和2年3月定例会に議案上程予定

【 備 考 】

* 問い合わせ先 市民生活部 交通対策課 交通対策係 内線2431 47-1826 ダイヤルイン

- 内 容 【 1. 協議事項 】
 ○公 開 【 1. 可 】
 ○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

文化スポーツ部長 氏名 長谷川 幸浩 内線3600



【 表 題 】

太田市尾島体育館建設工事請負契約締結の変更についての専決処分について

【 目 的 】

消費税法の改正に伴い、令和元年10月1日より、消費税率が10%に引き上げられたため、令和元年9月10日議案第90号により議決を経た、太田市尾島体育館建設工事請負契約締結の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【 概 要 】

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 履 行 名 称 | 太田市尾島体育館建設工事 |
| 2 | 契 約 締 結 日 | 令和元年9月10日 |
| 3 | 履 行 期 間 | 令和元年9月11日から令和2年3月31日まで |
| 4 | 請 負 者 | 横山建設株式会社 代表取締役 横山信夫 |
| 5 | 契 約 金 額 | 変更前 449,280,000円 (消費税含む)
変更後 457,600,000円 (消費税含む)
増減額 8,320,000円 |
| 6 | 変更契約理由 | 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、工事請負契約金額を変更する必要があるため。 |
| 7 | 専決処分日 | 令和2年1月20日 |
| 8 | そ の 他 | 地方自治法第180条第2項の規定により、令和2年2月委員会協議会に報告します。 |

【 備 考 】

* 問い合わせ先 文化スポーツ部 スポーツ施設管理課 西部スポーツ施設係
 57-2222 ダイヤルイン

- 内 容 【 1. 協議事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】
- 広報掲載【 2. 予定なし】

福祉こども部長 氏名 堤 順一 内線 (TEL) 2500



【 表 題 】

太田市保育士修学資金貸付条例の一部改正について

【 目 的 】

市内の保育所等の保育士不足を解消し、保育の質の向上及び潜在的待機児童の解消を図ることを目的とし、平成29年4月より開始した事業であり、令和2年3月31日までの時限措置としている。

令和元年10月からの幼児教育・保育無償化にあたり保育需要の増加に伴う潜在的待機児童の解消を図ることを目的として、さらに失効期限を3年間延長し、令和5年3月31日とする。

【 概 要 】

1 制度概要

- (1) 貸付対象者 市内在住者で、保育士養成施設に当該年度に入学し、保育士の資格取得後、市内保育施設に就労することを希望する者。
- (2) 貸付期間 2年間を上限に養成施設に在学する期間
- (3) 貸付金額等 月額3万円（無利子）を年1回の貸付
- (4) 貸付人数 20名
- (5) 返還猶予 保育士養成施設に在学中及び市内保育施設に就労中
- (6) 返還免除 市内保育施設に5年間勤務したとき

2 改正概要 <附則第2項関係>

条例の失効 平成32年3月31日を令和5年3月31日までに延長。

3 施行期日 公布の日から施行します。

4 その他 令和2年3月定例会に議案を上程する予定です。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 福祉こども部 こども課 保育係 内線3131 47-1830 ダイヤル

- 内容 【 1. 協議事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】
- 広報掲載 【 2. 予定なし】

福祉こども部長 氏名 堤 順一 内線 (TEL) 2500



【 表 題 】

太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

【 目 的 】

子ども・子育て支援法第34条第3項の内閣府令で定める基準「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」の一部を改正する府令が公布されたことに伴い、同基準を踏まえ定めている太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の関係条文について、所要の改正を行うものです。

【 概 要 】

1 改正概要

(1) 運営基準改正に伴う、文言整理

第2条から第11条まで、第13条、第14条、第16条から第21条まで、第24条から第28条まで、第30条、第32条、第34条から第43条まで、第46条、第47条、第49条から第52条

上記整理には「支給認定」が「教育・保育給付認定」と変更等の用語変更及び準用規定を整理するも含む

(2) 食事の提供に要する費用の取扱いの変更

第13条第4項関係

幼児教育・保育の無償化に伴い、法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用及び同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに関する主食の提供に要する費用に加え、同号に掲げる小学校就学前子どもに関する副食費の提供に要する費用について、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者において、教育・保育給付認定保護者から支払を受けることができる費用とするもの。

なお、年収360万円未満相当世帯及び全所得階層の第3子以降の教育・保育給付第1号認定子ども・第2号認定子どもに対する副食費については、これまでも利用者負担額が減免されていたことを踏まえ、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者において、教育・保育給付認定保護者から支払を受けることができる費用から除外する。

2 施行期日 施行は公布の日とします。

3 その他 令和2年3月定例会に議案を上程する予定です。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 福祉こども部 こども課 保育係 内線3131 47-1830 ダイヤル

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

健康医療部長 氏名 岡島 善郎 内線3400



【 表 題 】

太田市高額療養費貸付基金条例の廃止について

【 目 的 】

限度額適用認定証の発行に伴い、太田市高額療養費貸付基金条例を廃止するものです。

【 概 要 】

1. 概 要

・ 設置目的

医療費が高額となり一部負担金の支払いが困難なとき、一部負担金から自己負担限度額を差し引いた金額の9割を申請により貸付基金から貸し付ける制度です。

・ 廃止の理由

入院療養については平成19年4月から、外来療養については平成24年4月から、高額療養費限度額適用認定証の交付に伴い貸付金が不要になったためです。

・ 基金の取扱い

一般会計に繰り入れます。

・ 基金残高（令和2年3月末見込） 14,762,000円

2. 施行期日 令和2年3月31日

【 備 考 】

令和2年3月定例会において、議案提出する予定です。

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

産業環境部長 氏名 有本 尚史 内線2600



【 表 題 】

おおた南一番街クリーンアップ条例の一部改正について

【 目 的 】

健康増進法の改正による受動喫煙防止を図るため、おおた南一番街に設置してある喫煙所の全面撤去を行った事により、条文中の「たばこルール」の廃止を行い、併せて市道名を現行の名称に正すため改正するものです。

【 概 要 】

1 改正内容

第2条第1号中「太田駅南口ロータリーから市道太田環状線交差点までの市道太田駅南口線」を「太田駅南口駅前広場及び市道1級25号線のうちその起点から市道1級20号線との交差点までの区間」に改める。

同条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第4条第2号中「、たばこルールを遵守し」を削る。

2 施行期日

公布の日から施行予定

3 その他

令和2年3月定例会に議案上程予定

【 備 考 】

* 問い合わせ先 産業環境部 環境政策課 環境企画係 内線2622 47-1953ダイヤル

- 内 容 【 1. 協議事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

農政部長 氏名 高田 進 内線 (TEL) 2 0 - 9 7 1 4



【 表 題 】

太田市市民農園条例の一部改正について

【 目 的 】

太田市市民農園5箇所のうち「瑞木市民農園」を閉園することに伴い、所要の改正を行うものです。

【 概 要 】

1 主な改正内容

令和元年5月に「瑞木市民農園」の地権者より土地返還の申し出があり、話し合いを重ねた結果、令和2年3月31日をもって当該農園を閉園することとなりました。

このことに伴い、当該条例の「瑞木市民農園」に係る項目の削除及び関連する条文の一部を改めるものです。

2 施行予定日

令和2年4月1日

3 その他

令和2年3月定例会に議案として提出予定です。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 農政部 農業政策課 指導係 外線 0276-20-9714 ダイヤル

- 内 容 【 1. 協議事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 赤坂 高志 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

太田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部改正について

【 目 的 】

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令が令和元年11月7日に公布されたことに伴い、太田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部改正が必要になったため、所要の改正を行うものです。

【 概 要 】

1. 改正内容

省エネ基準の適合義務制度の対象拡大等による申請者側及び審査側の負担軽減を図るため、現行の評価方法に加えて、省エネ基準の簡易な評価方法が追加されることから、この評価方法を加えるものです。

2. 施行期日

公布の日から施行します。

3. その他

令和2年3月定例会に議案を提出します。

【 備 考 】

* 問い合わせ先

都市政策部 建築指導課 建築行政係 内線2741 47-1837 ダイヤル

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期【 2.委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 赤坂 高志 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

太田市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の一部改正について

【 目 的 】

建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部を改正する告示が令和元年11月15日に公布されたことに伴い、太田市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の一部改正が必要になったため、所要の改正を行うものです。

【 概 要 】

1. 改正内容

共同住宅等全体の省エネ性能を評価する設計一次エネルギー消費量の算定方法について、現行の算定方法に加えて、共用部分を評価しない算定方法が追加されたことから、この算定方法を加えるものです。

2. 施行期日

公布の日から施行します。

3. その他

令和2年3月定例会に議案を提出します。

【 備 考 】

* 問い合わせ先

都市政策部 建築指導課 建築行政係 内線2741 47-1837 ダイヤル

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 赤坂 高志 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

道路等の瑕疵等により発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【 概 要 】

- 1 裏面損害賠償表のとおり
- 2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認する。
- 3 損害賠償の支払い CHUBB損害保険(株)道路賠償責任保険にて対応しました。
- 4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和2年2月委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 都市政策部 道路整備課 管理係 内線2711 47-1835 ダイヤル

1 道路等の瑕疵等による発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	事故概要
1	令和2年1月10日	47,181円 (94,363円)	5割	大原町地内で令和元年7月12日発生。 乗用車が走行中、道路に生じていた陥 没部分を通じたところ、車両の左前 輪タイヤ及びホイールを損傷した。
2	令和2年1月10日	46,148円 (92,297円)	5割	西新町地内で令和元年8月6日発生。 乗用車が走行中、道路に生じていた陥 没部分を通じたところ、車両の左前 輪タイヤ及びホイールを損傷した。
3	令和2年1月10日	15,525円 (31,050円)	5割	寄合町地内で令和元年9月9日発生。 乗用車が走行中、道路に生じていた陥 没部分を通じたところ、車両の右前 輪タイヤを損傷した。
4	令和2年1月10日	57,210円 (114,420円)	5割	只上町地内で令和元年9月19日発生。 乗用車が走行中、道路に生じていた陥 没部分を通じたところ、車両の左後 輪タイヤ及びホイールを損傷した。
5	令和2年1月10日	193,767円 (387,535円)	5割	西新町地内で令和元年9月20日発生。 乗用車が走行中、道路に生じていた陥 没部分を通じたところ、車両の右前 輪タイヤ・ホイール及び右後輪ホイ ールを損傷した。
6	令和2年1月10日	271,003円 (451,672円)	6割	大原町地内で令和元年10月19日発生。 乗用車が走行中、道路に生じていた陥 没部分を通じたところ、車両の左前 輪・左後輪タイヤ及びホイール、フロ ントバンパー及びフェンダー、助手席 左側ドアを損傷した。
7	令和2年1月10日	9,124円 (18,249円)	5割	大原町地内で令和元年10月26日発生。 乗用車が走行中、道路に生じていた陥 没部分を通じたところ、車両の左前 輪ディスクホイールを損傷した。
8	令和2年1月10日	4,950円 (9,900円)	5割	浜町地内で令和元年10月31日発生。 乗用車の車庫入れ時、道路に生じてい た陥没部分を通じたところ、車両の 左前輪タイヤを損傷した。
	合 計	644,908円 (1,199,486円)		

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

消防本部消防長 氏名 石澤光之 TEL 33-0200



【 表 題 】

太田市消防団条例の一部改正について

【 目 的 】

能力や事情に応じて特定の活動のみに従事する機能別消防団員制度を導入するため、また併せて条の見出しや条例中の文言を整理するため、所要の改正を行うものです。

【 概 要 】

1 改正内容

(1) 種類（条の追加）

- ・消防団員の種類を基本団員及び機能別団員とし、機能別団員の任期を1年とします。

(2) 定員（項の追加）

- ・消防団員の定員700人のうち、機能別団員の定員を100人以内とします。

(3) 分限等（条文改正）

- ・消防団員が身分を失う要件について、現状に即した内容に変更します。

(4) 報酬等（条文及び別表の改正）

- ・報酬を報酬と手当に区分し、機能別団員の報酬を日額2,000円とするなど別表全体の配列を改正します。

(5) 退職報償金（条文改正）

- ・支給を受ける消防団員は基本団員とします。

(6) その他

- ・条の追加により必要な条の繰り下げを行います。
- ・条の見出しや条文中の文言の整理を行います。

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

3 その他

令和2年3月定例会に議案提出する予定です。

【 備 考 】

問い合わせ先 消防本部 消防総務課 消防団係 TEL 33-0201 ダイヤルイン

なす。

2 施行日

令和2年4月1日

3 その他

令和2年3月定例会に議案提出予定

【備考】

問い合わせ先 教育部 青少年課 健全育成係 20-7082 ダイヤル

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

教育部長 氏名 高橋 徹 (TEL) 0276-20-7084



【 表 題 】

財産の取得について

【 目 的 】

小学校用教科書の改訂に伴い、市立小学校における学習指導用として取得するものです。

【 概 要 】

小学校の教科書改訂に伴って、教職員が使用する指導書が必要となります。教師用指導書を
購入し、児童の指導に役立て、学力向上を目指します。

- 1 取得財産 小学校教師用指導書一式
- 2 予定価格 51,877,320円
- 3 取得の方法 随意契約
- 4 契約の相手方 群馬県太田市本町14番27号
株式会社ナカムラヤ
代表取締役社長 中村光雄

5 その他

令和2年1月委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

- * 問い合わせ先 教育部 学校教育課 指導係 ダイヤル 0276-20-7084

- 内容 【 2.連絡事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后】

企画部長 正田 吉一 内線2200

【表題】

株式会社夢麦酒太田第23期決算状況について

【目的】

株式会社夢麦酒太田第23期決算状況について報告するものです。

【概要】

1 第23期（平成30年10月1日～令和元年9月30日）決算書

(1) 貸借対照表（令和元年9月30日現在）

（単位：千円）

【資産の部】		【負債の部】	
・流動資産	10,733	・流動負債	1,315
・固定資産	160,309	・固定負債	49,559
		負債合計	50,874
<hr/>			
		【純資産の部】	
		・資本金	112,500
		・利益剰余金	7,668
		純資産合計	120,168
資産合計	171,042	負債・純資産合計	171,042
<hr/>		<hr/>	

(2) 損益計算書（平成30年10月1日～令和元年9月30日）

（単位：千円）

①売上高	31,374	
②売上原価	20,438	
③売上総利益(①-②)		10,936
④販売費及び一般管理費	10,924	
⑤営業利益(③-④)		12
⑥営業外収益	885	
⑦営業外費用	635	
⑧経常利益(⑤+⑥-⑦)		262
⑨特別利益		
⑩特別損失		
⑪税引前当期純利益(⑧+⑨-⑩)		262
⑫法人税、住民税及び事業税		
⑬法人税等調整額		
⑭当期純利益(⑪-⑫±⑬)		262
<hr/>		<hr/>

2 会社の概要

- (1) 主な事業内容 地ビール醸造事業
- (2) 事業所所在地 太田市飯田町895番地
- (3) 株式状況

- ①株式の総数 2,250 株
- ②株総額 112,500 千円
- ③株主数 7 人

株主名	持株数 (単位:株)	持株額 (単位:千円)	持株比率 (単位:%)
太田市	1,100	55,000	48.9
株式会社 ソニアプラン	550	27,500	24.4
東毛福祉事業協同組合	200	10,000	8.9
太田市農業協同組合	130	6,500	5.8
太田商工会議所	110	5,500	4.9
太田市幹部会	100	5,000	4.4
東毛酪農直販株式会社	60	3,000	2.7

※50千円/株

(4) 第23期営業について

- ・地ビール製造については、34キロリットルの醸造を行った。
- ・地ビール販売については道の駅おた、市内スーパー又はインターネットを活用し、更には既存のビール種の品名やデザインなどの刷新により、徐々に外販が伸びてきている。
- ・今後も、イベント等への積極的な参加及び更に物販を強化し、売上増を図ることとする。

【備考】

問い合わせ先 企画部 企画政策課 企画政策係 内線2293

- 内容 【 2.連絡事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

企画部長 氏名 正田 吉一 内線 (TEL) 2200



【 表 題 】

令和元年度 改善活動実践例の審査結果について

【 目 的 】

優れた改善活動を表彰し水平展開することで、職員の改善意識の高揚を図るとともに、市民サービスの向上及び業務の効率化の推進を図るものです。

【 概 要 】

- 1 応募件数
96件 (内訳：改善事例66件、プチ改善30件)
- 2 審査方法
審査員6名 (企画部副部長、企画政策課主幹、人事課長、総務課長、消防総務課長、教育総務課長) 及び補助審査員 (マネジメント推進員5名) による書類審査、ヒアリング審査により各賞を決定。
- 3 審査結果

最優秀賞	文化課	信頼から…市民満足向上。そして会館のステイタス向上へ…
優秀賞	国民健康保険課 医療年金課	人間ドック助成受付は迅速に
	情報管理課	IT学校の申込で電子申請を始めました!
奨励賞	市民税課	あなたの意欲、興味を貸してください。～公募動員で成長のチャンス!～
	議会総務課	もっと身近に「市民の目線を感じる」議会へ (傍聴規則の改正)
	選挙管理委員会 事務局	期日前投票所再編
プチ改善賞	社会福祉法人 監査室	『集団指導』始めました
	環境政策課	トイレ暖房便座の使用後は、蓋を閉めて節電しよう。
	学習文化課	～小学校図書室と図書館の連携～ 尾島小学校図書室と尾島図書館で共有できる「どくしょつうちょう」
	建築指導課	窓口対応時間短縮のプチプチ改善の積み重ね (ちりも積もれば)
	文化財課	発掘調査現地説明会の効率化

- 4 表彰式及び事例発表会
 - ・ 日時：令和2年2月14日 (金) 15:00～
 - ・ 場所：南庁舎 3階 大研修室

【 備 考 】

* 問い合わせ先 企画部 企画政策課 行政経営係 内線 47-1811 ダイヤル

(参考)

部局別削減額

(円)

部局名	R1補助金等額	見直し後の金額	削減額	削減率
企画部	14,930,000	13,350,000	1,580,000	10.6%
総務部	8,860,000	8,860,000	0	0%
市民生活部	117,504,000	117,379,000	125,000	0.1%
文化スポーツ部	5,976,000	5,976,000	0	0%
福祉こども部	471,645,250	469,999,250	1,646,000	0.3%
健康医療部	374,380,000	371,640,100	2,739,900	0.7%
産業環境部	237,919,500	236,246,000	1,673,500	0.7%
農政部	41,429,000	41,429,000	0	0%
都市政策部	181,270,000	181,270,000	0	0%
行政事業部	500,000	500,000	0	0%
消防本部	20,555,000	20,105,000	450,000	2.2%
教育部	277,347,600	276,499,600	858,000	0.3%
合計	1,752,316,350	1,743,253,950	9,072,400	0.5%

部局別廃止・統合件数

(件)

部局名	補助金等件数 (R1)	見直し後の 件数	廃止・統合数	廃止・統合予定数 (R2以降)
企画部	3	3	0	0
総務部	5	4	1	0
市民生活部	23	23	0	0
文化スポーツ部	3	3	0	0
福祉こども部	42	39	3	0
健康医療部	16	16	0	0
産業環境部	52	40	12	1
農政部	20	20	0	1
都市政策部	4	4	0	0
行政事業部	1	1	0	0
消防本部	4	4	0	0
教育部	16	16	0	0
合計	189	173	16	2

適正化

根拠法令整備：産業環境部（8件）

終期の明確化：総務部（1件）、産業環境部（1件）、消防本部（1件）

- 内 容 【 2. 連絡事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

企画部長 氏名 正田 吉一 内線 2200



【 表 題 】

交流物産施設 (仮称) おおた・北茨城交流物産館 バスターミナル駅に係る土地賃貸借契約の締結について

【 目 的 】

本契約は、BUSターミナルおおた利活用事業として、本市の新たな物産交流の拠点とし、市民の賑わいの創出と交流人口の拡大を目的とした施設を民間の活力により建設するため契約を締結するものです。

【 概 要 】

- 1 契約先 株式会社 大雄建設
- 2 締結日及び期間 (1) 土地賃貸借契約 令和2年2月1日(予定)
令和2年2月1日から令和2年8月31日までの7か月間
(2) 事業用定期借地権設定契約 令和2年9月1日(予定)
令和2年9月1日から令和27年8月31日までの25年間
- 3 対象地 太田市飯塚町69番3、69番4の2筆
面積 1,772.65㎡ ※BUSターミナルおおた地内
- 4 賃借料 月額 144,800円(参考 年額 1,737,600円)
- 5 施設名称 (仮称) おおた・北茨城交流物産館 バスターミナル駅
- 6 建物構造 鉄骨造2階建 建築面積 1,047.51㎡
延床面積 1,103.91㎡
- 7 施設概要 水産物・青果物・食肉の物販店舗、海鮮レストラン、
交流都市物産品コーナー、事務所
- 8 今後の予定 令和2年2月1日 土地賃貸借契約
2月中旬 工事着工
7月下旬 竣工
8月 開店準備
9月1日 事業用定期借地権設定契約締結
9月上旬 オープン
- 9 その他 (1) 本事業は令和元年5月8日に実施したBUSターミナルおおた利活用事業公募型プロポーザルにおいて選定された事業です。
(2) 令和2年2月4日開催の総務企画委員会協議会に報告する予定です。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 企画部 交流推進課 交流推進係 内線2221 47-1908ﾀﾞｲヤリン

- 内容 【 2.連絡事項 】
 ○公開 【 1.可 】
 ○公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

総務部長 氏名 高島 賢二 内線 (TEL) 2300

【 表 題 】

令和2年度太田市当初予算（案）の概要について

【 目 的 】

令和2年度太田市一般会計当初予算（案）及び各特別会計当初予算（案）の概要について説明するものです。

【 概 要 】

1 令和2年度太田市当初予算（案）の規模

・一般会計	84,660,000千円	(前年度比	+6.2%)
・特別会計(6会計)	41,059,147千円	(前年度比	+1.2%)
・下水道事業等会計	7,335,436千円	(前年度比	▲1.4%)
合 計	133,054,583千円	(前年度比	+4.1%)

2 予算の特徴（一般会計）

- ・第2次太田市総合計画の目指す都市像である「人と自然にやさしく、品格のあるまち太田」の実現に向けて、第4次実施計画を基本に、安全・安心なまちづくり事業や子育てを支援するまちづくりに取り組む予算としました。
- ・予算規模は846億6千万円で、前年度に比べて金額では49億1千万円の増、増減率は6.2%の増と、過去2番目に大きい予算となりました。
- ・財源については、個人市民税や固定資産税が堅調を維持しますが、法人市民税の大幅な減収などにより、市税収入全体では前年度比5.9%の減を見込みました。このため、財政調整基金等からの繰入金や国・県補助金等の積極的な活用に努めました。
- ・主なハード事業としては、義務教育学校施設整備事業、広域一般廃棄物処理施設整備事業、(仮称)市民体育館建設事業などです。また、主なソフト事業としては、第3子以降子育て支援事業、こどもプラッツ推進事業、国際スポーツキャンプ誘致事業などです。

3 主な増減要因（一般会計）

(1) 歳入	R02予算額	R01予算額	増減額
・個人市民税	12,203,890千円	12,570,819千円	▲366,929千円
・法人市民税	3,167,454千円	5,561,706千円	▲2,394,252千円
・固定資産税	18,125,215千円	17,774,802千円	+350,413千円
・法人事業税交付金	677,000千円	0千円	+677,000千円
・地方交付税	1,100,000千円	600,000千円	+500,000千円
・子どものための教育・保育給付費負担金	3,656,085千円	2,965,719千円	+690,366千円

・財政調整基金繰入金	4,400,000千円	3,500,000千円	+900,000千円
・義務教育学校施設整備事業市債	890,300千円	462,200千円	+428,100千円
・臨時財政対策債	2,060,000千円	250,000千円	+1,810,000千円
(2) 歳出	R02予算額	R01予算額	増減額
・施設型給付費負担金	5,237,071千円	4,511,358千円	+725,713千円
・施設等利用給付費負担金	301,200千円	0千円	+301,200千円
・広域一般廃棄物処理施設整備事業	1,308,078千円	149,351千円	+1,158,727千円
・市街地再開発事業	945,600千円	114,800千円	+830,800千円
・義務教育学校施設整備事業	1,535,490千円	728,880千円	+806,610千円
・市立太田高校施設整備事業	443,815千円	67,119千円	+376,696千円
・運動公園陸上競技場建設事業	346,000千円	975,000千円	▲629,000千円
・(仮称)市民体育館建設事業	300,000千円	0千円	+300,000千円

4 主な施策事業（一般会計）

(1) 教育文化の向上

生徒指導充実事業（おおたん教育支援隊）・外国語指導助手（ALT）設置事業・外国人児童生徒日本語指導事業・義務教育学校施設整備事業・小中学校防災機能強化事業・小中学校給食施設改築事業・市立太田高校施設整備事業・社会教育総合センター改修事業・国際スポーツキャンプ誘致事業・(仮称)市民体育館建設事業・運動公園陸上競技場建設事業・運動公園サッカー・ラグビー場改修事業

(2) 福祉健康の増進

保育所等施設整備事業・第3子以降子育て支援事業・第2子子育て支援事業・こどもプラッツ推進事業・放課後児童クラブ室建設事業・救急医療対策事業

(3) 生活環境の整備

消防/救急車両等整備事業・消防水利整備事業・車庫詰所等整備事業・消防団ポンプ自動車整備事業・狭あい道路整備事業・防犯灯維持管理事業・交通安全対策事業・斎場施設整備事業・広域一般廃棄物処理施設整備事業・し尿及び下水処理施設統合事業

(4) 産業経済の振興

商店リフォーム支援事業・空き店舗対策事業・市単独生産基盤整備事業・小規模農村整備事業・県営集落基盤整備事業大久保地区・観光トイレ改修事業

(5) 都市基盤の整備

都市計画道路整備事業（西部幹線他）・一般市道新設改良事業・道路維持整備事業・住宅リフォーム支援事業・市街地再開発事業・土地区画整理事業（太田駅周辺・東矢島・宝泉南部・尾島東部）・スマートインターチェンジ周辺整備事業・市営住宅建替事業

(6) 健全な行政運営の推進

1%まちづくり事業・本庁舎設備等保全事業・尾島庁舎等改修事業・(仮称)太田西複合拠点公共施設整備事業・行政センター保全(改修)事業（鳥之郷・休泊・毛里田）

5 令和2年度太田市当初予算（案）の概要……………別紙のとおり

【備考】 *問い合わせ先 総務部財政課 財政係 ダイヤル 0276-47-1816

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

総務部長 氏名 高島 賢二 内線2300

【 表 題 】

令和1年度版 太田市の公共施設の現状について

【 目 的 】

平成28年6月に策定した「太田市公共施設等総合管理計画」に基づき、将来を見据えた公共施設のあり方について様々な検討を行うために、これまで公表している「太田市の公共施設の現状について」の平成30年度の運営状況、見直しの状況などの改訂版を作成したものです。

【 概 要 】

1 施設の状況

区 分	施設数	棟 数	延床面積
平成30年度末	528施設	1,507棟	865,466㎡
平成29年度末	527施設	1,497棟	867,745㎡
増 減	+1施設	+10棟	-2,279㎡

※上水道・下水道施設を除く

2 見直し方針

現在、そして今後の社会情勢や財政状況を踏まえた上で、「市が引き続きサービス提供又は管理する必要があるのか」、「効率的な管理方法となっているのか」といった観点から、見直しを行います。

3 見直しの状況

別添 冊子5ページのとおり

4 今後の予定

総務企画委員会協議会へ報告、市議会議員へ配布。
太田市ホームページへ掲載し、市民へ公表。

【 備 考 】 別添 冊子のとおり

* 問い合わせ先 総務部管財課管財係 内線2382

- 内 容 【 2. 連絡事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

農政部長 氏名 高田 進 内線 (TEL) 20-9714



【 表 題 】

太田市野生動物侵入防止柵設置事業の進捗状況について

【 目 的 】

本事業は、平成30年9月に岐阜県で26年振りに発生確認されたCSF（豚コレラ）の感染拡大防止のため、各養豚農場に侵入防止柵を設置するものに対し補助を行うもので、この進捗状況について報告するものです。

【 概 要 】

1 太田市の進捗状況 (R1.12末：計画申請時)

- 1) 事業対象
 - ・実施農家数 7戸 (8農場)
 - ・防止柵の長さ 2,573.8m
 - ・可動柵の長さ 267.3m
- 2) 総事業費 32,768,609円
- 3) 市補助額 7,023,088円

2 補助割合

総事業費（税抜き）に対し、国が1/2、県が1/4、市が1/4を各々補助する。

3 事業実施内容

- ・農場周囲 侵入防止柵 (上限単価 10,000円/m)
- ・搬出入口 可動柵 (上限単価 40,000円/m)

4 その他

- ・この事業の実施期間は、令和元年度限りとする。
- ・上限単価を超えた額及び消費税額については、自己負担とする。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 農政部 農業政策課 指導係 外線 0276-20-9714 ダイヤル

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 1. 庁議後 】

都市政策部長 氏名 赤坂 高志 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

太田市公営住宅等長寿命化計画（案）の策定について

【 目 的 】

平成22年度を始期とする現計画の更新を来年度に控え、令和2年度から10年間の新計画において、既存公営住宅に関する建設事業及び維持保全等の計画を具体的に策定し、適正な管理戸数の実現と維持管理費の削減を図ります。

【 概 要 】

1 計画期間

- ・ 令和2年度（2020年）から令和11年度（2029年）の10年間
- ・ 社会情勢の変化、事業の進捗に応じて概ね5年ごとに計画を検証し見直す予定。

2 今後の方針と施策

- ・ 昭和56年以前の旧耐震基準で建設された住棟・団地の解体と用途廃止を進めます。
- ・ 管理戸数について、現在の3,160戸から500戸削減（用途廃止）の2,660戸を令和11年度までの目標とします。
- ・ 今後の人口減少、単身・小規模世帯や高齢者世帯割合の増加が見込まれる中、既存公営住宅の集約を促進させるため、小規模世帯向けの住戸整備による既存入居者の住替え先と将来の適正な需給バランスを確保する『市内公営住宅集約促進事業』を実施します。

3 意見公募（パブリックコメント）手続きについて

- ・ 令和2年1月27日(月)から令和2年2月25日(火)までの30日間。
- ・ 市ホームページでの電子媒体による閲覧と建築住宅課窓口、市政情報コーナー及び行政センターでの文書による閲覧。

【 備 考 】

* 問い合わせ先

都市政策部 建築住宅課 建築係 内線2753 47-1894 ダイヤル

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

行政事業部長 氏名 飯塚 悦雄 (TEL) 0277-78-2842



【 表 題 】

おおた渡良瀬産業団地の第3次分譲予約決定について

【 目 的 】

本市の新たな産業拠点として造成中のおおた渡良瀬産業団地について、早期分譲を図るために第3次分譲予約の募集を行い、企業が選定されたことにより、事業主体である太田市土地開発公社と企業との間で土地売買予約契約が締結（一部見込）されましたので報告するものです。

【 概 要 】

1 企業選定

太田市企業誘致選定委員会において、申込のあった企業8社の中から下記のとおり8社が選定されました。

2 分譲予約概要

区画	選定企業	操業内容	予約面積 ※	分譲単価
Y-4	中央自動車倉庫(株)	倉庫	26,200㎡	24,200円/㎡
H-1	中一陸運(株)	倉庫	19,800㎡	
H-2	(株)石宝	建設（事務所）	5,900㎡	
H-3	(株)ファーストレイト	倉庫	22,500㎡	
H-5-1	(株)関東製作所	金属製品の製造	6,200㎡	
H-5-2	(株)シンコウギヤー	金属製品の製造	7,000㎡	
H-5-3	東毛重機(株)	建設機械整備・修理	10,600㎡	
H-6	竹内産業(株)	プラスチック製品 製造	35,400㎡	

※予約面積については概算であり、造成完了後の確定測量により決定します。

3 今後の予定

造成が完了した区画より順次、土地売買契約(本契約)を締結し、引渡しの予定です。なお、今回応募がなかった区画については、令和2年1月20日から再募集しております。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 行政事業部 用地管理課 企画係 0277-78-2842ダイヤル

- 内 容 【 2. 連絡事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 1. 庁議後 】

教育部長 氏名 高橋 徹 (TEL) 20-7082



【 表 題 】

2022年度（令和4年度）の成人式に替わる祝賀行事の開催について

【 目 的 】

2022年度（令和4年度）の成人式のあり方について、9月に実施した「2022年度開催の成人式にかかるアンケート」結果を検討材料として、関係各位と協議検討した結果、下記概要のとおり決定したことを報告するものです。

【 概 要 】

- 1 対 象 者 令和4年度中に20歳に達するもの
平成14年4月2日から平成15年4月1日までの出生者

- 2 期 日 令和5年1月8日 日曜日 （成人の日の前日の日曜日）

- 3 名 称 20歳を祝う会（仮称）
※正式な名称は令和3年度中に決定し速やかに公表する。

- 4 開催内容 会場や式典内容については現在実施しているものを基本とし20歳のお祝いとして記憶に残る式典になるように検討する。